## 費用償還(自費解体)制度について

| |
|---|
| Ｑ１　自費解体で解体する場合の期限はありますか？ |
| Ａ１　令和９年３月３１日までに解体業者と契約し、令和９年５月３１日までに市に申請していただく必要があります。 |
| Ｑ２　対象となるのはどのような家屋ですか？ |
| Ａ２　令和８年梅雨前線豪雨により損壊した個人又は中小企業者等が所有する家屋で、次のいずれにも該当するものが対象です。<br>(1)　固定資産税が課税されている家屋で、居住の用に供される家屋（専用住宅、併用住宅、共同住宅等）として評価されているもの。<br>(2)　り災証明書または被災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定されたもの。<br>※中小企業者等とは：中小企業基本法第２条に規定する中小企業者（同条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む。） |
| Ｑ３　被災証明書に「全壊」や「半壊」などの記載がない場合はどうすればよいですか？ |
| Ａ３　空き家などの場合、制度開始前に取得した被災証明書には「全壊」や「半壊」など建物の被害の程度の記載がありません。<br>改めて、被災証明書（公費解体用）を税務課に申請してください。 |
| Ｑ４　費用償還の対象となる費用はどのような費用ですか？ |
| Ａ４　家屋の解体費、解体に際して発生する廃材の運搬費及び処分費が対象です。 |
| Ｑ５　費用償還を受ける場合、解体事業者に支払った全額が返ってきますか？ |
| Ａ５　償還する額の上限は、本市が算定した額（基準額）となります。申請者から解体工事業者への支払金額が上限を上回る場合、自己負担が発生する場合があります。<br>※大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合、解体にかかる費用は１件につき５０万円を上限とします。 |

## 解体の範囲について

| |
|---|
| Ｑ６　家屋の基礎は対象となりますか？ |
| Ａ６　家屋と一体として解体するのであれば、対象となります。 |
| Ｑ７　家屋の一部だけを解体・撤去する場合は対象となりますか？ |
| Ａ７　対象となりません。<br>ただし、増築部分など、固定資産評価証明書で構造上別棟であると判断でき、居住の用に供する部分を解体する場合は対象となる可能性があります。<br>**※家屋等の図面を持参のうえ必ず解体前にご相談ください。** |
| Ｑ８　土間コンクリートは対象となりますか？ |
| Ａ８　土間コンクリートは、家屋内部の土間や家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き対象となりません。 |
| Ｑ９　浄化槽・便槽は対象となりますか？ |

Ａ９　家屋等と一体として解体するのであれば、合併浄化槽・単独浄化槽・便槽も撤去の対象となります。

Ａ10　解体後の整地や客土は対象となりますか？

Ａ10　解体後の整地や客土（土の運び入れ）は対象となりません。

## 申請手続きについて

Q11　申請者は誰になりますか？

Ａ11　解体業者等と契約を締結された方が申請者となります。解体業者等と契約を締結された方と家屋等の所有者が異なる場合や所有者が複数人（共有して）いる場合は、家屋の所有者等の同意書の提出が必要です。

Q12　所有者が死亡している場合に必要な書類はありますか？

Ａ12　原則として、次のとおりとなりますが、詳細は相談窓口にてお尋ねください。

⑴　遺産分割協議が成立している場合

遺産分割協議書及び相続人全員の印鑑登録証明書、相続関係証明書類（※１）の原本とその写しを持参してください。原本とその写しに間違いがないことを確認して、写しを提出していただきます。

⑵　遺産分割協議が成立していない場合

申請者以外の法定相続人全員分の同意書及び印鑑登録証明書（※２）、相続関係証明書類（※１）を提出してください。

⑶　公正証書遺言がある場合

申請の際に公正証書遺言の原本及び所有者の死亡が確認できる書類（戸籍等）とそれらの写しを持参してください。原本とその写しに間違いがないことを確認して、写しを提出していただきます。

※１　相続関係証明書類とは、被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍謄本（原本）、法定相続人の戸籍謄本等（原本）、被相続人の相続関係が確認できる書類のことです。

※２　同意書を提出する場合で、相続人等が同意書に自署し、本人確認書類の写しを添付する場合は、印鑑登録証明書の添付を省略できます。

※３　公正証書遺言以外の遺言は、有効なものか否か判断ができないため認めていません。

Q13　共有者（又は相続人）の所在が不明の場合、同意書の提出は必要ですか。

Ａ13　原則、共有者（又は相続人）の全員の同意が必要です。

ただし、共有者（又は相続人）に対する意向確認の状況を考慮してやむを得ないと考えられ、共有者（又は相続人）から異議が出る可能性が低いと考えられる場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書）を提出することで同意書の提出を不要とできます。

同意書の提出が難しい場合は、意向確認の状況等をお伺いしますので、まずは、相談窓口でご相談ください。

Q14　令和８年８月２７日以降に家屋等の所有者が変わった場合は申請できますか？

| |
|---|
| Ａ14　原則として令和８年８月２７日以降に家屋等の所有者が変わった場合は申請できません。ただし、相続により所有者が変わった場合は申請できます。 |
| Q15　費用償還の対象経費として、運搬・処分料は対象となりますか？ |
| Ａ15　解体業者等が産業廃棄物として処理を行い、マニフェスト等の提出があれば、運搬・処分料も含め、償還対象となります。<br>収集運搬のみ業者等に委託した場合や、片付けを手伝った方に支払った謝金等の費用は償還対象となりません。 |
| Q16　解体工事に係るマニフェスト伝票がない場合はどうなりますか？ |
| Ａ16　マニフェストとは、廃棄物の処理を民間事業者に行わせた場合に、処理が適正に行われたことを確認する書類で、解体事業者は必ず保管しているものです。マニフェスト伝票（写し）がある場合に限り、処分料を償還金の申請に含める事ができます。 |